

2016年2月7日

一般社団法人 日本臨床心理士会  
会長 村瀬 嘉代子 様

一般社団法人 福岡県臨床心理士会  
会長 藤田 純



## 要 望 書

暦では春を迎えましたが、寒暖の不規則な昨今ですが、先生におかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、貴会におかれましては、臨床心理士の職務上の発展と福祉において日頃より多大なご尽力をいただいていることを感謝申し上げます。また、とりわけ昨年9月9日には「公認心理師法」が成立しましたが、この法案の実現に至るまでの貴会の弛まぬご尽力についても心より敬意と感謝を申し上げます。

さて、この法案の成立に伴い、昨年（平成27年）11月3日に貴会は、第2回全国都道府県臨床心理士会会長・事務局担当者懇談会を開催されました。そこで、「公認心理師法成立の経過について」と「公認心理師法の成立を踏まえた当会の運営方針について」の二つについての説明がありました。とりわけ二番目の「公認心理師法成立を踏まえた当会の運営方針について」の「理事会決議の運営方針について」は補足説明まで述べられている懇談会資料による説明がありました。

それによりますと、「当会がこれまで培ってきた社会的信頼と実績に基づき、より一層社会の負託に応え社会的使命を果たす心理専門職の職能団体となるべく、時機に応じて当会定款を変更し、公認心理師を含む心理専門職の職能団体となる方向を目指す」とあります。

上記の「理事会決議の方針について」は、私ども一般社団法人福岡県臨床心理士会理事会では全く想像もできなかったことであり、「寝耳に水」といったような驚きと疑義をもって懇談会報告を受けとめました。そこで当会理事会は、貴一般社団法人日本臨床心理士会理事会に対して以下のことについて要望することを決議しました。つきましては、本要望事項について早急に回答されるよう要望いたします。なお、この内容は、2016年2月7日に行われた当会の代議員会でも了解を得たものです。

1. まず、理事会決議の本運営方針を会員に速やかに周知し、可能な限り早急に代議員会を開催し、代議員の意向を確認すること。
2. そもそも貴会の文書にも書かれているように、これまで臨床心理士（日本臨床心理士会）は、臨床心理士として20余年の長い間に培ってきた社会的な信頼と実績があります。それにも拘わらず、「臨床心理士会」の定款を臨床心理士以外の職能団体に変えるという決議ですが、何という心理専門職能団体に変えようとされるのかお示しいただきたい。もし、「臨床心理士会」を消して「公認心理師会」とされるのであ

れば、これまでの臨床心理士の信頼と実績を反故にして現在の会員である臨床心理士のアイデンティティを奪うことにさえなります。

3. また、補足説明で団体が一つであることの必要性についても述べられていますが、国家資格の職能団体一つという意味は、「公認心理師」資格を取った人たちが「公認心理師会」を作れば良いことであり、民間資格ではあるが信頼と実績のある既存の職能団体である「臨床心理士会」を消失させる論理にはなりません。「公認心理師」とならない「臨床心理士」は、何という職能団体に属したらよいのでしょうか。そして、現在「臨床心理士会」の会員は、臨床心理士としての職能的アイデンティティをどのように保てというのでしょうか。その方向性をお示しいただきたい。
4. 法案可決の際の附帯決議の第1を定款変更理由の一つにされていますが、この「臨床心理士をはじめとする既存の心理専門職及びそれらの資格の関係者がこれまで培ってきた社会的な信頼と実績を尊重し、心理に関する支援を要する者等に不安や混乱を生じさせないように配慮すること」とは、このような定款変更によって臨床心理士の職能性を消失させるかのような不安や混乱を引き起こしてはならないことを言っているのではないのでしょうか。貴理事会のような附帯決議の解釈こそが、すでにその不安や混乱を引き起こしつつあるのではないのでしょうか。この状況認識をお示しいただきたい。